

# 「第328回判例・事例研究会」

取引的不法行為における使用者責任の事業執行性についての判断

日 時	令和2年2月26日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

## 【判例】

事件の表示	最高裁平成22年3月30日第三小法廷判決
事案の概要	<p>貸金業を事業目的とするY社の従業員Aは、真実はY社から横領した金員の穴埋めに充てる意図であったのに、これを秘して、Xに対し、Y社による貸金の原資の調達としてXの資金を運用する旨欺罔して、Xから合計3100万円の金員の交付を受けた。</p> <p>その後、自らが欺罔されたことに気づいたXは、Y社に対し、Xの欺罔行為により損害を被ったと主張して、使用者責任に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。</p> <p>1審は、XとAの個人的な取引であったものとしてXの請求を棄却したが、原審は、Y社は貸金業を営んでおり、貸金の原資を調達することは、客観的外形的にみてY社の被用者の職務に含まれる等として、Aの欺罔行為はY社の事業の執行についてされたものであると判断し、Xの請求を一部認容した。これに対し、Y社が上告した。</p>
争点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Aによる欺罔行為が「事業の執行について」されたものか。</li><li>・ 「事業の執行について」されたものかの判断基準は何か。</li></ul>
判旨	<p>1、原判決中、Y社敗訴部分を破棄、Xの控訴を棄却する。</p> <p>2 判旨</p> <p><u>Y社は貸金業を営む株式会社であって、Aを含む複数の被用者にその職務を分掌させていたことが明らかであるから、本件欺罔行為がY社の事業の執行についてされたものであるというためには、<b>貸金の原資の調達が使用者であるY社の事業の範囲に属するというだけでなく、これが客観的、外形的にみて、被用者であるAが担当する職務の範囲に属するものでなければならない。</b></u>ところ</p>

が、原審は、貸金の原資を調達することがY社の事業の範囲に属するということのみから直ちに、これがY社の被用者の職務の範囲に属するとして、本件欺罔行為がY社の事業の執行についてされた行為に該当するとしたものであるから、その判断には、民法715条の解釈適用を誤った違法がある。

以上によれば、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、Y社敗訴部分は破棄を免れない。

そして、Xは、Aが担当する職務の内容、Y社の資金調達に関するAの職務権限、当該職務と本件欺罔行為との関連性等に関し、何ら主張立証をしていないのであって、貸金の原資の調達が客観的、外形的にみてAの担当する職務の範囲に属するとみる余地はない。そうすると、Xの請求を棄却した第1審判決は正当であるから、上記部分につきXの控訴を棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。